

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 10 月 7 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 7 年 9 月 26 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 2 9 日

羽曳野市条例第 3 1 号

(羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こど
も園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項
各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項
において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

(羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26
年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 24 条第 2 項中「保育士(」の次に「法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及
び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の
規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第 12 条の規定による改正前
の」を加える。

(羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第 3 条 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年羽曳野市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 1 号中「保育士(」の次に「法第 18 条の 29 に規定する地域限定保
育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第
1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第 12 条の規定による
改正前の」を加える。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

(羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 23 条第 1 項中「保育士(」の次に「法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
第 1 条関係 羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下省略 第 2 条関係 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (虐待等の禁止) 第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 14 条～第 23 条 省略 (職員) 第 24 条 1 省略 2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する	第 1 条関係 羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下省略 第 2 条関係 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (虐待等の禁止) 第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 14 条～第 23 条 省略 (職員) 第 24 条 1 省略 2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

と市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) 省略 3 省略 以下省略 第3条関係 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (職員) 第11条 1・2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)</u>の資格を有する者 (2)～(10) 省略 4・5 省略 第12条 省略 (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下省略 第4条関係 羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (虐待等の防止)	(1)・(2) 省略 3 省略 以下省略 第3条関係 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (職員) 第11条 1・2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者 (2)～(10) 省略 4・5 省略 第12条 省略 (虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 以下省略 第4条関係 羽曳野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (虐待等の防止)
---	--

第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 15 条～第 22 条 省略 (職員) 第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(<u>法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の</u>国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 省略 以下省略	第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 15 条～第 22 条 省略 (職員) 第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 省略 以下省略
--	---